報道 資料

平成 2 1 年 1 1 月 4 日総 務 部 総 務 課 水島、山根(内線 2343、2344)

奈良県情報公開審査会の第120号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第128号事案に関して、下記のとおり、奈良県 情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

答 申 日:平成21年11月 2日

実 施 機 関:農林部 森林整備課

対象行政文書: 不存在諮問に係る処分と理由

処 分:不開示(不存在)決定

不開示理由:「平成21年3月18日に森林保全課として結論が出ましたとのことの内容を記した書

類、4月6日に確認書を出さないとした書類」に係る行政文書の作成をしていないため

不存在

審査会の結論:実施機関の決定は妥当である。

判 断 理 由:

行政文書の不存在について

異議申立人は、「平成21年3月18日に森林保全課として結論が出ましたとのことの内容を記した書類、4月6日に確認書を出さないとした書類」の開示を求めているのに対し、実施機関は、請求に係る文書の作成をしていないため、不存在であると主張しているので、以下検討する。

(1) 「平成21年3月18日に森林保全課として結論が出ましたとのことの内容を記した書類」について

実施機関の説明によると、「平成21年3月18日に森林保全課として結論が出ましたとのことの内容を記した書類」とは、林地開発許可変更申請書に添付する書類として、新たな地元同意が必要であると指導したことについて、実施機関において指導するに当たって方針を示したことの内容を記した行政文書のことである。

実施機関では、異議申立人が代表取締役を務める会社に所属する代理人(以下「本件代理人」という。)からの林地開発許可変更申請の相談において、林地開発許可変更申請には新たな地元同意が必要であると指導を行っている。しかし、本件代理人は、平成13年に取得した産業廃棄物処理施設設置許可の申請書に添付した地元同意の写しをもって申請できると主張をした。これに対し、実施機関は、林地開発許可変更申請時には直近の地元の意思を確認するためにも新たな地元同意が必要である、とのこれまでの指導のとおりであることから、実施機関内で口頭で再度確認しただけである、と説明している。

そうすると、異議申立人が開示を求めている行政文書を作成していないと主張する実施機関の説明に 特段不合理、不自然な点はない。

したがって、本件開示請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

(2)「4月6日に確認書を出さないとした書類」について

実施機関の説明によると、「4月6日に確認書を出さないとした書類」とは、平成21年3月24日、本件代理人から実施機関との打合せ内容を記載した確認書に押印してもらいたいとの申し出があったが、実施機関において当該確認書に押印しないとした方針を示したことの内容を記した行政文書のことである。

実施機関では、当該確認書は異議申立人が作成し持参したものであり、内容としては打合せ時に主張されたことの内容の確認であったので、押印する必要がないと口頭で確認を行ったとのことである。

そうすると、異議申立人が開示を求めている行政文書を作成していないと主張する実施機関の説明に 特段不合理、不自然な点はない。

したがって、本件開示請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

(3) 実施機関の職員が取っていた記録について

異議申立人は、異議申立書の趣旨において「何度も森林保全課に相談に伺った時 が記録をとっていた」と主張するので、当審査会において、 が記録を取っていたというノートを見分したところ、判読不可能な部分もあり、その体裁や記載されている内容からみて、 が本件開示請求に係る事案等の断片的な情報を備忘のため個人用のメモとして作成したことは明らかである。また、当該ノートの作成、利用及び保管について実施機関は関与しておらず、当該記録を組織的に使用した事実は確認できない。

そうすると、異議申立人が主張する が取っていた記録は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものとは言えず、条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しない。

2 事案の経緯

開示請求 平成21年 4月13日

決 定 平成21年 4月27日付けで不開示決定

異議申立て 平成21年 5月19日

諮問 平成21年6月4日

経 過 平成21年 9月11日 第134回審査会 審議

平成21年10月15日 第135回審査会 審議